

大分県報

令和七年
号外（五八）
九月三十日

（火曜日）

目次

規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………一
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………二
大分県民生委員の定数を定める条例施行規則の一部改正……………三
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例施行規則の一部改正……………三
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………四
大分県会計規則の一部改正……………五

規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和七年九月三十日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

大分県規則第四十八号

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十
号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「の指定期間」を「に規定する指定期間」に改め、同条第六項中「
始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第十条の三第二項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を
「につき」に、「第十九条第一項の規定による部分休業」を「第十九条第二項第一号に掲げ

る範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）に
、「の育児時間」を「に規定する育児時間（以下「育児時間」という。）に、「の規定
による子育て部分休業」を「に規定する子育て部分休業（次条第一項第一号に掲げる時間を
超えない範囲内で必要と認められる時間に係るものに限る。以下「第一号子育て部分休業」
という。）に、「当該部分休業」を「当該第一号部分休業」に、「当該子育て部分休業」
を「当該第一号子育て部分休業」に改める。

第十条の四を次のように改める。

（子育て部分休業）

第十条の四 条例第十三条の四第二項の任命権者が定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 一日につき二時間（第一号部分休業、育児時間又は条例第十三条の三第一項に規定す
る介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該第
一号部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた
時間）

二 一年につき、非常勤職員以外の職員にあつては七十七時間三十分、非常勤職員にあつ
ては当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

2 第一号子育て部分休業の単位は、三十分とする。

3 第一項第二号に掲げる時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に係る条例第十三
条の四第一項に規定する子育て部分休業（以下「第二号子育て部分休業」という。）の単
位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定
める時間数とする。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該
勤務時間の全てについて必要と認められるとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時
間数の全てについて必要と認められるとき 当該残時間数

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の第十条の四第
一項の規定の適用については、同項第二号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時
間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。

~~~~~

令和七年九月三十日

大分県報号外（規則）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第八条―」を「・第四条」に、「第九条―第二十四条―」を「第五条―第十六条―」に、「第二十五条―第二十九条―」を「第十七条―第二十二條―」に、「第三十条―第三十九条―」を「第二十三条―第三十四條―」に改める。

第三条から第四条までを削る。

第五条中「別表第一の三の項」を「別表第一の一の項」に改め、同条を第三条とする。

第六条から第七条までを削る。

第八条中「別表第一の六の項」を「別表第一の二の項」に改め、同条を第四条とする。

第九条第一号中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、「の実施」を「の決定及び実施」に、「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条第二号中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、第三章中同条を第五条とする。

第十条中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第六条とする。

第十一条及び第十二条を削る。

第十三条中「別表第二の五の項」を「別表第二の三の項」に改め、同条第一号中「次に掲げる情報」を「大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）第三条第一項又は第十条第一項の医療費の助成に関する情報（以下「肝炎医療費助成実施関係情報」という。）」に改め、同号イからニまでを削り、同条第二号中「前号イからニまでに掲げる情報」を「肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条第三号中「前号に掲げる情報」を「要保護者等に係る肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「第二号に掲げる情報」を「要保護者等に係る肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条を第七条とする。

第十四条中「別表第二の六の項」を「別表第二の四の項」に改め、同条第一号中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第八条とする。

第十五条中「別表第二の七の項」を「別表第二の五の項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「及び外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を削り、同条第五号中「外国人保護実施関係情報並びに」を「外国人生活保護実施関係情報並びに」に改め、「及び外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を削り、同条第六号、第八号、第十号及び第十一号中「及び外国人保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金支給関係情報」を削り、同条を第九条とする。

第十六条を削る。

第十七条中「別表第二の九の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条を第十条とする。

第十八条中「別表第二の十の項」を「別表第二の七の項」に改め、同条第一号中「第三十一条」を「第二十四条」に、「次に掲げる情報」を「肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同号イからニまでを削り、同条第二号中「第三十一条」を「第二十四条」に、「前号イからニまでに掲げる情報」を「肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条第三号中「前号に掲げる情報」を「要支援者等に係る肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「第二号に掲げる情報」を「要支援者等に係る肝炎医療費助成実施関係情報」に改め、同条を第十一条とする。

第十九条中「別表第二の十一の項」を「別表第二の八の項」に、「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第十二条とする。

第二十条中「別表第二の十二の項」を「別表第二の九の項」に改め、同条第一号中「難病の患者に対する医療等に関する法律」の下に「（平成二十六年法律第五十号）」を加え、「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条第二号中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第十三条とする。

第二十一条中「別表第二の十三の項」を「別表第二の十の項」に改め、同条第一号中「保護の」の下に「決定及び」を加え、同条第六号中「の徴収」の下に「（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人の保護における徴収金の徴収を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十四条とする。

第二十二条中「別表第二の十四の項」を「別表第二の十一の項」に改め、同条第三号中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第十五条とする。

第二十三条から第二十三条の三までを削る。

第二十四条各号列記以外の部分及び同条第一号を次のように改める。

条例別表第二の十二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定に準じて行う学び直し支援金（大分県内に設置されている高等学校等の生徒で、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月（定時制の課程及び通信制の課程は四十八月）を超えるもの又は高等学校等に在学した期間が通算して三十六月（定時制の課程及び通信制の課程は四十八月）を超えないもので高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第七条第四項に規定する科目の単位数の合計が七十四を超えるものうち高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直すものに対して授業料に相当する経費を支給する支援金という。以下同じ。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定による高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金という。以下「就学支援金」という。）の支給に関する情報（以下「就学支援金支給関係情報」という。）

第二十四条第二号中「係る保護者等」の下に「（同法第三条第二項第三号の保護者等という。第二十条第二号、第二十二号、第二十七条第二号、第三十条第一号及び第二号並びに第三十一条第一号及び第二号において同じ。）を加え、「次に掲げる情報」を「当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報」に改め、同号イ及びロを削り、同条を第十六条とし、第四章中第二十五条を第十七条とし、第二十六条から第二十八条までを八条ずつ繰り上げる。

第二十八条の二第一号中「高等学校専攻科修学支援金」の下に「（大分県内に設置されている高等学校の専攻科の生徒（次号において単に「生徒」という。）に対して授業料に相当する経費を支給する支援金という。以下同じ。）を加え、同条第二号中「保護者等」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に必要な経費を負担すべき者として知事が別に定める者をいう。第三十二条第一号及び第二号において同じ。）を加え、同条を第二十一条とする。

第二十九条中「高校生等奨学給付金」の下に「（高等学校等に在学する生徒等の保護者等であって、経済的負担の軽減が必要と認められる大分県内に在住するものに対し、授業料以外の教育に必要な経費を支給する給付金という。以下同じ。）を加え、同条を第二十二条とし、第五章中第三十条を第二十三条とし、第三十一条を第二十四条とし、第三十二条を第二十五条とする。

第三十三条第一号中「保護の」の下に「決定及び」を加え、同条を第二十六条とし、第三十四条を第二十七条とする。

第三十四条の二第二号中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の三第二号中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十五条第一号イ及び第二号イ中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第三十条とする。

第三十六条第一号ロ及び第二号ロ中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十七条第一号ロ及び第二号ロ中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十八条第二号中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十九条第二号中「外国人保護実施関係情報」を「外国人生活保護実施関係情報」に改め、同条を第三十四条とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十号

#### 大分県民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大分県民生委員の定数を定める条例施行規則（平成二十七年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表の日田市の項中「二〇三人」を「二〇四人」に改め、同表の日出町の項中「六八人」を「七〇人」に改める。

#### 附則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五十一号

**指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に**

**関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十三条の三・第四十四条）」を

「第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十三条の三・第四十四条）に

第九章の二 就労選択支援（第四十四条の二・第四十四条の三）」に

改める。

第九章の次に次の一章を加える。

**第九章の二 就労選択支援**

（就労選択支援員）

**第四十四条の二** 条例第六十条の三第一項の規則で定める者は、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和七年厚生労働省告示第八十九号）第一号に掲げる要件を満たす者とする。

（準用）

**第四十四条の三** 第十五条（第二号を除く。）、第十七条、第十九条、第三十六条及び第四十一条の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第六十条の九において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十条の九において準用する条例第二十條第一項」と、同条第三号中「第六十六条」とあるのは「第六十条の九において準用する条例第八十九条」と、同条第四号から第六号までの規定中「第七十七条」とあるのは「第六十条の九」と、第十七条第一項及び第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「第六十条の五において準用する条例第八十二条第一項」と、同条第三項中「第八十二条第二項」とあるのは「第六十条の五において準用する条例第八十二条第二項」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第六十条の九において準用する条例第九十条」と、第三十六条第一項中「第四百四十五条第三項」とあるのは「第六十条の九にお

いて準用する条例第四百四十五条第三項」と、第四十一条中「第一百五十六条の二」とあるのは「第六十条の九において準用する条例第一百五十六条の二」と読み替えるものとする。

**附 則**

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五十二号

**障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一**

**部を改正する規則**

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第十四条―第十六条）」を

「第五章 自立訓練（生活訓練）（第十四条―第十六条）に改める。

第五章の二 就労選択支援（第十六条の二・第十六条の三）」

第五章の次に次の一章を加える。

**第五章の二 就労選択支援**

（就労選択支援員）

**第十六条の二** 条例第六十条の四第一項第二号の規則で定める者は、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和七年厚生労働省告示第八十九号）第一号に掲げる要件を満たす者とする。

（準用）

**第十六条の三** 第四条（第一号を除く。）、第八条及び第十条の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第四条中「第九条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する条例第九条第二項」と、同条第二号中「第二十七条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する条例第二十七条第二項」と、同条第三号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する条例第二十九条第二項」と、同条第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する条例第三十一条第二項」と、第八条中「第三十六条」とあるのは「第六十条の八において準用する条例第三十六条」と、第十条第一項及び第二項中「第三十八条第一項」とあるのは「第六

十条の八において準用する条例第三十八条第二項」と、同条第三項中「第三十八条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する条例第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五十三号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第一中

大分県立大分豊府中学校

大 分 市 を

大分県立大分豊府中学校

大 分 市 に改める。

大分県立学びヶ丘中学校

大 分 市

別表第四の大分県立大分豊府中学校の項を次のように改める。

|     |                                            |                 |                 |                 |     |  |  |     |
|-----|--------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|--|--|-----|
| 校 長 | 事務長（統括事務長を置く場合にあつては、統括事務長。資金前渡職員の欄において同じ。） | 教頭（学びヶ丘中学校に限る。） | 教頭（学びヶ丘中学校に限る。） | 教頭（学びヶ丘中学校に限る。） | 事務長 |  |  | 事務長 |
|-----|--------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|--|--|-----|

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

大分県報号外（規則）